三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
市兵衛沢第一支渓
(二)　砂防法第二条の土地の表示
静岡県富士宮市星山一〇六八番地内電子基準点富士宮二を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二七度四七分〇八秒 九四九四・七一四メートルの地点	一号
標柱一号から一四度四五分三五秒 一二・〇三七メートルの地点	二号
標柱二号から四五度三〇分五六秒 二〇・五七三メートルの地点	三号
標柱三号から七二度四七分五三秒 八二・三七〇メートルの地点	四号
標柱四号から八一度一〇分三二秒 二一・五九二メートルの地点	五号
標柱五号から八七度五一分五〇秒 九七・四〇二メートルの地点	六号
標柱六号から七五度〇四分〇三秒 一三六・九九一メートルの地点	七号
標柱七号から五五度〇八分一四秒 三九・九一七メートルの地点	八号
標柱八号から四九度四八分四九秒 六五・七六三メートルの地点	九号
標柱九号から六一度五三分五七秒 三二・七九四メートルの地点	十号
標柱十号から一四一度二七分四五秒 一三・〇〇八メートルの地点	十一号
標柱十一号から二一四度二八分四二秒 六一・五九七メートルの地点	十二号
標柱十二号から二一三度三七分四九秒 六五・八九〇メートルの地点	十三号
標柱十三号から二一七度三五分四九秒 三七・〇五七メートルの地点	十四号
標柱十四号から二五七度一四分三〇秒 一五五・三六七メートルの地点	十五号
標柱十五号から二一一度二二分一六秒 五四・七三七メートルの地点	十六号
標柱十六号から二三二度〇二分四〇秒 一二三・六六九メートルの地点	十七号
標柱十七号から二九四度三八分四三秒 八三・六七九メートルの地点	十八号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
立堀沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
静岡県富士宮市星山一〇六八番地内電子基準点富士宮二を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から四〇度四二分一〇秒 九九九七・一八七メートルの地点	一号
標柱一号から三四一度三五分三七秒 五三・三五六メートルの地点	二号
標柱二号から一六度〇九分〇八秒 二六・四八九メートルの地点	三号
標柱三号から三三度〇〇分四二秒 二五二・五〇一メートルの地点	四号
標柱四号から五六度一五分〇一秒 六二・二五〇メートルの地点	五号
標柱五号から一四〇度二七分一八秒 五・五〇九メートルの地点	六号
標柱六号から一五七度二八分一〇秒 八九・六六七メートルの地点	七号
標柱七号から一二七度四九分〇九秒 一六・五五五メートルの地点	八号
標柱八号から一四八度三六分二七秒 一七・一七七メートルの地点	九号
標柱九号から一一四度五一分二三秒 一七・七一三メートルの地点	十号
標柱十号から一〇三度五九分五一秒 一二・二七一メートルの地点	十一号
標柱十一号から二二一度四七分五八秒 八・二三一メートルの地点	十二号
標柱十二号から二四三度三〇分四九秒 八一・一三六メートルの地点	十三号
標柱十三号から一九四度〇一分一四秒 一二・一一五メートルの地点	十四号
標柱十四号から二〇七度二二分〇一秒 一六〇・一六七メートルの地点	十五号
標柱十五号から二一二度五五分二四秒 一〇・八四八メートルの地点	十六号
標柱十六号から二六五度〇八分五六秒 九九・三〇一メートルの地点	十七号

五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
砂沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
静岡県富士市比奈二三〇〇番地内電子基準点富士を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から三五二度〇一分四四秒 八九七四・二五四メートルの地点	一号
標柱一号から二九七度四八分五五秒 一〇八・八五八メートルの地点	二号
標柱二号から四度三五分〇六秒 五・八〇六メートルの地点	三号
標柱三号から二二度五一分〇六秒 一二・八六八メートルの地点	四号
標柱四号から二七度一二分一一秒 一九一・七五九メートルの地点	五号
標柱五号から四四度四二分五八秒 八三・五五三メートルの地点	六号
標柱六号から一九度三七分〇一秒 九四・六一八メートルの地点	七号
標柱七号から七二度二九分三五秒 三六・〇八六メートルの地点	八号
標柱八号から一五八度五三分一六秒 二三・六八三メートルの地点	九号
標柱九号から一六三度四六分四九秒 九七・四五九メートルの地点	十号
標柱十号から一八七度三八分一二秒 二六〇・九九三メートルの地点	十一号
標柱十一号から一八二度二三分四七秒 二八・九一九メートルの地点	十二号
標柱十二号から二七一度〇〇分〇五秒 一一一・九八三メートルの地点	十三号
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称 一長沢	
(二)　砂防法第二条の土地の表示 イ　長野県伊那市高遠町藤沢字オギノ久保七〇〇番地内四等三角点矢崎を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から標柱三号と四号を結んだ線までの区間の一長沢の中心線から左右各岸十メートルまでの土地の区域	
基準点から二五九度二一分二六秒 七〇二・三六六メートルの地点	一号
標柱一号から三五度四〇分二七秒 二〇・〇〇一メートルの地点	二号
ロ　長野県伊那市高遠町藤沢字オギノ久保七〇〇番地内四等三角点矢崎を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号と五号を結んだ線、標柱五号から十号までを順次結んだ線、標柱二号と十号を結んだ線及び標柱一号と二号を結んだ線に囲まれた土地の区域	
基準点から二五九度二一分二六秒 七〇二・三六六メートルの地点	一号
標柱一号から一七八度一六分四九秒 三七・五九八メートルの地点	五号
標柱五号から二五四度四七分五三秒 一九〇・八二八メートルの地点	六号
標柱六号から二六三度二〇分二二秒 一四七・二三〇メートルの地点	七号
標柱七号から三四二度四五分五一秒 二六・〇二三メートルの地点	八号
標柱八号から六三度三六分三二秒 一五一・六四三メートルの地点	九号
標柱九号から六七度一六分一二秒 一九三・八三三メートルの地点	十号
標柱十号から一六六度四七分三五秒 四七・三五八メートルの地点	二号

○国土交通省告示第千三百三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十五年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十二月二十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　入ヶ洞

岐阜県中津川市中津川字恵下二五六四番四三九地内四等三角点間ノ根を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線、標柱十号と十一号を明治四十三年内務省告示第六十一号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から二二九度三七分五二秒 一二七九・五七七メートルの地点	一号
標柱一号から一二三度二九分二六秒 三二・九六一メートルの地点	二号
標柱二号から九度八分〇二秒 一二〇・七〇六メートルの地点	三号
標柱二号から八九度五六分四三秒 六一・五四八メートルの地点	三号
標柱三号から一度四〇分二七秒 二〇・〇〇一メートルの地点	四号
標柱三号から三五一度四〇分二七秒 六一・五四八メートルの地点	三号
標柱二号から八九度五六分四三秒	